

## セキュリティクリアランス法案が今国会で成立へ —非公開特許制度も5月1日から施行

CISTEC 事務局

経済安全保障上の秘密情報を扱うための資格制度を創設するいわゆるセキュリティクリアランス法案（正式名称は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」）が、今通常国会に提出され、4月9日に衆院本会議で与野党の賛成多数で可決された。今後、参院での審議・可決を経て、成立する見込みとなった。

「重要経済基盤」（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する情報であって、安全保障上特に秘匿を要するものを「重要経済安保情報」とし（具体例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）、その取扱業務に携わる者（政府職員、民間事業者の社員ら）は適正評価を受けた者に制限されるというものである（適正評価を受けることについては本人の真の同意が必要）。

産業界から要望があった国際共同研究・開発や機微分野の入札への参加、サイバーインシデント情報へのアクセス等、従来制約があった局面において、本クリアランス資格制度の創設によってそれらが可能になることが期待されている（国会答弁では、「重要経済安保情報」の具体例としては、現在、インフラ等へのサイバー攻撃の防御策、サプライチェーンの脆弱性、安全保障関連の共同開発の3つが具体例として示されている）。

なお、衆院において一部修正がなされ、対象情報の指定・解除の状況や、適格性評価の実施状況を国

会に報告・公表する規定も追加された。

〈参考1〉セキュリティクリアランス法案(2024.2.27)

法案：<https://www.cas.go.jp/jp/houan/240227/siryou3.pdf>

概要（詳細）：[https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227\\_siryou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20240227_siryou.pdf)

概要（簡易）：<https://www.cas.go.jp/jp/houan/240227/siryou1.pdf>

（注）衆院において、前掲の趣旨の修正が加わっている。

〈参考2〉内閣官房作成参考資料(2024.1.17)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyo\\_sc/dai10/sankou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai10/sankou.pdf)

〈参考3〉衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会での審議概要

審査会ニュース(2024.4.2)

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/News/Honbun/naikaku21320240402001.pdf/\\$File/naikaku21320240402001.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/News/Honbun/naikaku21320240402001.pdf/$File/naikaku21320240402001.pdf)

なお、経済安全保障における「守る」（規制）面では、経済安全保障推進法に基づく非公開特許制度が、本年5月1日から施行される。

内閣府：[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/)

patent.html

特許庁：https://www.jpo.go.jp/system/patent/

shutugan/hikokai/index.html

## 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要

### 趣旨

経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大。重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集・整理・活用することが重要。

**重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定め、漏えいの防止を図り、我が国及び国民の安全の確保に資する制度が必要。**

### 概要

#### 1. 重要経済安保情報の指定

重要経済安保情報	重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるもの（具体例：サイバー脅威・対策等に関する情報、サプライチェーン上の脆弱性関連情報）
----------	--

- 重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること等当該情報の保護に関し必要な措置を講ずる。
- 指定の有効期限は5年以内。延長可能だが、原則30年を超えることはできない。

#### 2. 重要経済安保情報の提供

- 行政機関の長は、
  - ・他の行政機関が利用する必要があると認めるときは、重要経済安保情報を提供することが可能。
  - ・我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき等には、国会や裁判所等に重要経済安保情報を提供するものとする。
  - ・重要経済基盤の脆弱性の解消等我が国の安全保障の確保に資する活動を促すため、必要があると認めるときは、適合事業者（政令で定める保全基準に適合する事業者）との契約に基づき、重要経済安保情報を提供することが可能。

#### 3. 重要経済安保情報の取扱者の制限

- 重要経済安保情報の取扱いの業務は、適性評価において重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限。

※特定秘密保護法による適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。

#### 4. 適性評価

- 行政機関の長は、本人の同意を得た上で、内閣総理大臣による調査の結果に基づき漏えいのおそれがないことについての評価（適性評価）を実施（適性評価の有効期間は10年）。

【調査内容】①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項 ②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項 ③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項 ④薬物の濫用及び影響に関する事項 ⑤精神疾患に関する事項 ⑥飲酒についての節度に関する事項 ⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

- 評価対象者が、適性評価を実施する行政機関以外の行政機関の長が直近に実施した適性評価（10年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者である場合には、改めて調査することなく（直近の適性評価における調査結果に基づき）適性評価を実施可能。
- 重要経済安保情報を取り扱う適合事業者の従業者についても同様の調査・評価を実施。

#### 5. 罰則

- 重要経済安保情報の漏えい時に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれを併科する罰則等を整備。